

少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2026年7月3日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2026年7月10日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、少数株主を意識した経営を更に促すとともに、少数株主保護において中心的な役割を果たす独立社外取締役の独立性・実効性向上を図る観点から、取締役選任議案に対する少数株主の賛成割合等の開示の義務化、独立役員との独立性基準の拡充や開示の見直し、その他所要の改正を行うものです。

II 改正概要

1. 少数株主の賛成割合等の開示

①対象企業

- ・ 株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社が対象です。
 - 親会社を有する会社
 - 40%以上の議決権を保有するその他の関係会社を有する会社
 - 主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有分を合わせて、40%以上の議決権を保有する株主を有する会社
 - 当該主要株主の近親者
 - 当該主要株主及びその近親者が議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等）

②開示の時期及び内容

- ・ 株主総会における取締役の選任議案（会社提案議案に限ります）に関して、以下の開示を行うものとします。
 - (a) 株主総会后、遅滞なく
- ・ 株主総会后遅滞なく、以下の内容について開示するものとします。
 - 各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数、賛成割合
 - 少数株主から除外した40%以上の議決権を保有する大株

(備考)

・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第411条の2第1項、有価証券上場規程施行規則（以下「規程施行規則」という。）第413条第1項

・ 規程第411条の2第1項

・ 規程第411条の2第1項第1号及び第2号、規程施行規則第413条

主等の概要

- ・ 少数株主の50%超の賛成票が得られなかった議案があった場合、以下の内容についても併せて開示するものとします。
 - 少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針

・ 規程第411条の2第1項第3号

(b) 株主総会后6か月以内

- ・ (a)において少数株主の50%超の賛成票が得られなかった議案があった旨を開示している場合、当該株主総会后6か月以内に、以下の内容について開示するものとします。
 - 少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針の実施状況（株主との対話の実施状況など）
 - 少数株主から得られた反対理由の概要
 - 追加的な施策の必要性、施策の内容

・ 規程第411条の2第2項

2. 独立役員の独立性基準の拡充・開示の見直し

①独立性基準の拡充

(a) 主要株主

- ・ 以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとします。
 - 上場会社の主要株主及びその近親者
 - 上場会社の主要株主の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者
 - 上場会社が主要株主である者の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者

・ 上場管理等に関するガイドラインⅢ5.

(b) その他

- ・ 以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとします。
 - 上場会社の親会社の監査役に、過去10年以内において該当していた社外取締役及びその近親者
 - 上場会社の親会社の会計参与に、過去10年以内において該当していた社外取締役又は社外監査役及びその近親者

・ 上場管理等に関するガイドラインⅢ5.

②属性情報の記載の拡充

- ・ 以下に該当する社外取締役及び社外監査役について、独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めるものとします。

・ 規程施行規則第415条第1項第6号等

- 上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者
- 上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者

3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 2026年7月10日から施行します。
- ・ 1. に関しては、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。
(当該適用日以降に開催される株主総会で決議された取締役選任議案から適用します。)
- ・ 2. に関しては、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日
の翌日から適用します。
(当該適用日以降に在任する社外取締役及び社外監査役に対して適用します。)

以 上